

「限度額適用認定証」の手続きについて

入院料は治療内容によって高額になることがあります。ご加入の健康保険の保険者に申請手続きをしていただき、「限度額適用認定証」の交付を受けて“入退院受付”に掲示していただくと3割負担ではなく「自己負担限度額」となり、窓口で多額の現金を支払わずにすむ場合がありますのでご利用ください。

なお、申請された月からしか適用されませんので各保険者への申請手続きは早めにしてください（入院前でも申請手続きできます）。

1. 申請先

国民健康保険	➡	市役所・町役場	
社会保険	➡	全国健康保険協会	
組合健康保険など	➡	健康保険組合	※申請の際に <u>保険証と印鑑</u> をご持参ください。

2. 自己負担額

対象者	自己負担額(月額)	多数該当
● 年収 約1,160万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
● 年収 約770万円~1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
● 年収 約370万円~770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
● <u>年収 約370万円以下</u>	<u>57,600円</u>	
● 住民税非課税	35,400円	24,600円

※70歳以上の方は、原則手続きを行わなくても限度額が適用されますが、所得に応じて申請が必要となります。（収入が現役並みとされる方、住民税非課税の世帯の方などが対象）

※食事療養費、室料差額、文書料などは保険適用外のため、「自己負担限度額」に含まれず全額負担となっております。

※高額療養費は、月毎の医療費が対象の為、入院期間が月をまたぐ場合、それぞれの診療月に対して「自己負担額」が発生します。

※「多数該当」は直近1年間における4回目以降の自己負担額(月額)です。

退院時の手続きについて

- 担当医師の退院許可が出れば、退院していただけます。
- 退院時は月初め（当月入院の場合は入院日）から退院日までの入院費用について請求させていただきます。病室に請求書をお持ちしますので、支払窓口でお支払いください。
- 退院日が土・日・祝日・年末年始の場合、一時金をお預かりし、後日精算していただく場合があります。一時金の額（3割負担の方 10万円、その他の方 2万円）をご準備ください。

証明書などについて

- 入院中、職場や学校などに書類や各種証明書などの提出が必要となった場合は、1階総合受付へお申し出ください。作成には3~4週間前後を要しますのでご了承ください。
- 証明書等の文書料は別途請求させていただきます。